

2021年 6月 22日

広島大学長  
越智光夫様

広島大学教職員組合  
執行委員長 河西英通

## 一般職（常勤事務職員）の給与処遇について

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、当組合では一般職（常勤事務職員）の労働環境問題の取り組みをしています。その過程で貴人事務グループへの質問において担当者よりご回答いただき把握したのですが、当該職の「職員の初任給、昇格及び昇給等の基準」（以下、基準）を以下のように改定されていることを知りました。

### 記

●組合からの質問 1) 過去5年間における改定履歴を教えてください

○担当者の御回答) 【改正状況（改正日及び主な内容）】

①平 28(2016). 3. 28（平 27. 4. 1 遡及適用）

イ) 級別標準職務表の改正（事務職員の職名の見直しに伴う改正）

ロ) 医療職本給表級別資格基準表、学歴区分の改正（初任給基準表の改正に伴う改正）

ハ) 昇格時号俸対応表（本給表の改正に伴う改正）

②平 28(2016). 10. 14（平 28. 4. 1 遡及適用）

イ) 級別標準職務表の改正（事務職員の職名の見直しに伴う改正）

ロ) 昇格時号俸対応表（本給表の改正に伴う改正）

③平 29(2017). 11. 1（平 29. 4. 1 遡及適用）

イ) 級別標準職務表の改正（事務職員の職名の見直しに伴う改正）

ロ) 昇格時号俸対応表（本給表の改正に伴う改正）

④平 30(2018). 11. 21（平 30. 4. 1 遡及適用）

イ) 昇給判定において、次の事項の改正（国家公務員と同様）

- ・ 介護部分休業及び業務上の負傷等による病気休暇の期間を勤務期間から除算しない改正
- ・ 基準期間の全てを勤務しない場合以外の場合をC区分とする改正
- ・ 復職時調整の調整期間計算において介護休業の期間の換算率を改正
- ・ 配偶者同行休業の新設に伴う復職時調整期間における換算率の追加
- ・ 抑制号俸の回復に伴う復職時調整の改正

ロ) 昇格時号俸対応表（本給表の改正に伴う改正）

⑤令元(2019). 11. 22（令 2. 4. 1 適用）

イ) 昇格時号俸対応表（本給表の改正に伴う改正）

⑥令 3(2021). 2. 10（令 2. 4. 1 遡及適用）

イ) 新年俸制導入に伴う整備

ロ) 級別標準職務表の改正 (事務職員の整理及び新年俸制適用対象者の整備)

●組合からの質問 2) どのような決済手順 (ルート) で確定されるのか。(例: 部局長等意見交換会→教育研究評議会→役員会)

○担当者からの御回答) 事務手続きにおいて決定する上での基準として扱っているため、理事 (財務・総務担当) 決裁となっている。

以上になりますが、多くの改定は組合との交渉議題に紐づいているものもあり、理解もできませんが、今まで交渉の議題では提示されなかった「級別標準職務表」の改定は勤務労働条件に密接に係る内容であるため重要であると考えています。

特に⑥2021年2月10日改定のロ) 級別標準職務表の改正 (事務職員の整理及び新年俸制適用対象者の整備) については、不明点が多く、貴殿との団体交渉を求めます。

その中で、まずは当然、財務総務担当理事ご出席の上、以下を説明し明らかにしていただきたくお願い申し上げます。ご出席可能な日程を6~7月の範囲で複数点あげてください。オンライン開催でも構いません。なお、以下2つを事前にお伝えします。

1) 別紙 1043 ページ 別表第1.「級別標準職務表 (第3 関係)」において、「イ 一般職本給表級別標準職務表」において2 級、3 級、4 級、5 級は「特に高度の知識~困難な業務を行う〇〇 (職名)」という表現がすべて「学長が特に必要と認める〇〇 (職名)」という表現に変えられています。このような「学長が云々」は例外規定です。基準としては曖昧な余地が大きく恣意的運用を拡大するものとして組合としては、良しとして認められません。人数規模の多いすべての級にこのような「学長云々」を多用されることは、どのような考えがとおりでしょうか。ご説明ください。

2) 昇格及び昇給の実績 (過去 10 年間) のデータをお示しく下さい。

以上